

法令遵守のポイント

～安全保障貿易管理説明会～

令和4年度
経済産業省委託事業

目次

第1講座

- 1 安全保障貿易管理とは
- 2 安全保障を巡る課題と国際輸出管理レジームの概要
- 3 安全保障貿易管理制度の概要
- 4 リスト規制
- 5 キャッチオール規制
- 6 仲介貿易・技術取引規制
- 7 輸出等の許可申請と申請窓口
- 8 違反に対する罰則等

目次

第2講座

- 1 輸出者等遵守基準
- 2 安全保障貿易管理の実施
- 3 法令遵守のための内部規程の整備
- 4 包括許可制度と立入検査
- 5 活用可能な有効ツール等
- 6 講座のまとめ

1

輸出者等遵守基準

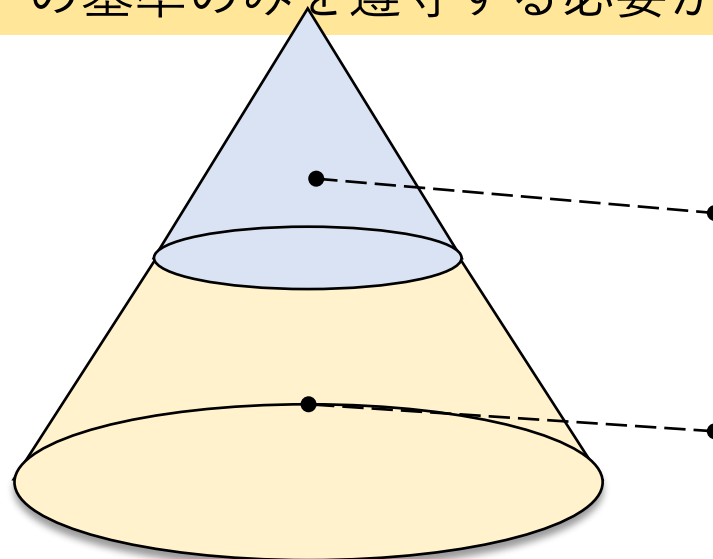
(輸出者等が守らなければならない事項)

1-1. 輸出者等遵守基準

輸出者等遵守基準

* 参考資料P.59

- 業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）は、輸出者等遵守基準に従って、**適切な輸出・技術提供を行う**必要がある。
（外為法第55条の10第4項）
- 安全保障上機微な特定重要貨物（リスト規制品）等を扱う輸出者等にあっては、（1）及び（2）の基準を遵守する必要あり。なお、特定重要貨物（リスト規制品）等は扱わない輸出者等にあっては、（1）の基準のみを遵守する必要がある。



（2） リスト規制貨物・技術を扱っている輸出者等が遵守すべき基準

（1） すべての輸出者等が遵守すべき基準

1-2. 輸出者等遵守基準

(1) すべての輸出者等が遵守すべき基準

1. 該非確認責任者の選任

輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が**リスト規制**に該当するか否かの確認をする**責任者**を定めること。

2. 最新法令等の周知および指導

輸出等の業務に従事する者に対し、**最新の法及び法に基づく命令の周知**、その他**関係法令の規定**を**遵守**させるための必要な**指導**を行うこと。

1-3. 輸出者等遵守基準

(2) リスト規制貨物・技術を扱っている輸出者等が遵守すべき基準

1. 統括責任者の選任

組織を**代表する者**を輸出等の業務を統括管理する**責任者**とすること。

2. 輸出管理体制の整備

組織内の輸出等の業務を行う部門の権限・責任及び部門間の**業務分担・責任関係**を定めること。

3. 該非確認の手續の制定

該非確認に係る**手續**を定めること。

4. 用途確認・需要者確認

輸出等をしようとするリスト規制**貨物・技術**の**用途**及び**需要者等**^{*}を**確認**する手續を定め、手續に従って確認を行うこと。

リスト規制品の用途及び需要者の情報を需要者以外の者から入手する場合は、**情報の信頼性を高めるための手續き**を定め、確認を行うこと。

※「みなし輸出管理の運用明確化」に伴って実施する必要がある「特定類型該当性の確認」は、需要者等の確認行為に位置づけられている。

* 需要者等：省令第1条第二号ニ（需要者（技術を利用する者も含む）、輸入者（技術取引の相手方も含む）及びこれらの代理人）

1-3. 輸出者等遵守基準

(2) リスト規制貨物・技術を扱っている輸出者等が遵守すべき基準

5. 出荷確認

出荷時に該非を確認した**貨物等と一致**しているか確認を行うこと。

6. 監査

輸出管理の**監査**手続を定め、実施するよう努めること。

7. 研修

輸出管理の責任者及び従事者に**研修**を行うよう努めること。

8. 子会社への指導

子会社が輸出者等のリスト規制貨物・技術の輸出等の業務^{*}に関わる場合には、子会社に対する**指導及び研修**並びに子会社の**業務体制及び業務内容**の確認（指導等）を行う体制及び手続を定め、手続に従って定期的に指導等を行うように努めること。

1-3. 輸出者等遵守基準

(2) リスト規制貨物・技術を扱っている輸出者等が遵守すべき基準

9. 文書保存

輸出等関連文書を適切な期間**保存**するよう努めること。

10. 法令違反時の報告・再発防止策

法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に**報告**し、その**再発防止**のために必要な**措置**を講ずること。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象）。

1-3. 輸出者等遵守基準

(2) リスト規制貨物・技術を扱っている輸出者等が遵守すべき基準

4. 用途確認・需要者等確認

リスト規制貨物・技術の用途・需要者の情報を需要者以外の者から入手する場合は、情報の信頼性を高めるための手続を定め、確認を行うこと。

信頼性を高めるための手続の具体的な内容として何があげられるか？

- ホームページやパンフレット等の公開情報を定期的に確認する(例えば1回/年)
- 輸出等に関与しない第三者の提供する情報を定期的に確認する
- 需要者へ直接訪ねる機会があればその機会を活用して需要者からヒアリングをする
- 軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害請求を可能とする旨を輸出等の取引の内容に盛り込む等

※取引量や性質、仕向地等を踏まえての実施を想定しており、一律同じ内容を求めるものではない。

1-3. 輸出者等遵守基準

(2) リスト規制貨物・技術を扱っている輸出者等が遵守すべき基準

8. 子会社への指導

子会社がリスト規制貨物・技術の輸出等の業務に関わる場合には、子会社に対する指導及び研修並びに子会社の業務体制及び業務内容の確認（指導等）を行う体制及び手続きを定め、手続に従って定期的に指導等を行うように努めること。

子会社への指導等の具体的な内容はどのように行うべきか？

- ❑ 最新の法令及び法令に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導を行う（不備がある場合には改善の指導を行う）
- ❑ 輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行う
- ❑ 子会社の規程類の確認や業務内容について監査を実施する
- ❑ 子会社が実施した監査結果の検査等を定期的に実施する（例えば1回/年） 等

※取引量や性質、仕向地等を踏まえての実施を想定しており、一律同じ内容を求めるものではない。
※子会社が輸出者等の行う輸出等の管理に係る業務を全く実施しない場合、当該子会社は対象外となる。

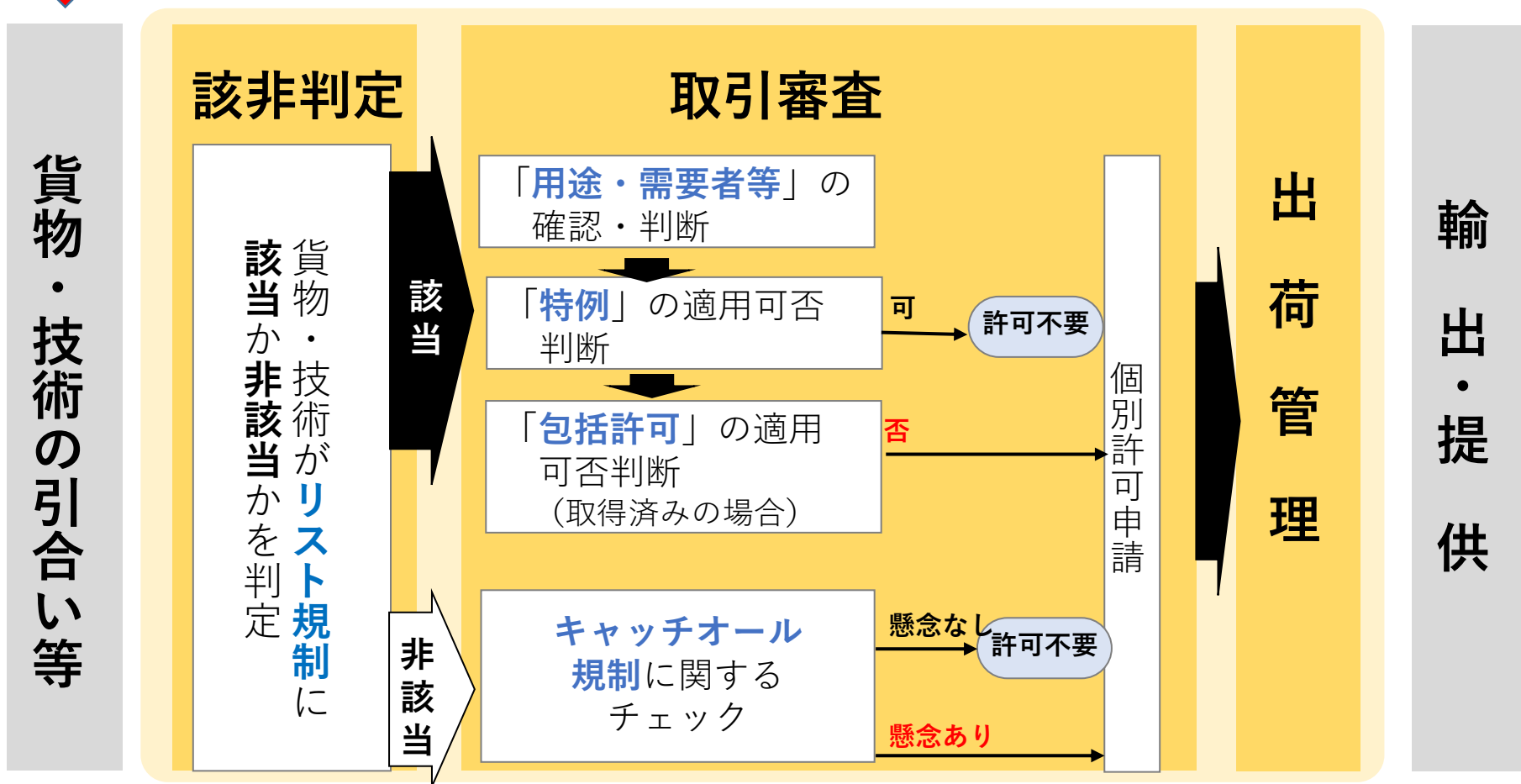
A decorative background on the left side of the slide, consisting of a complex, overlapping pattern of blue triangles and polygons in various shades of blue, creating a modern, abstract geometric look.

2 安全保障貿易管理の実施

2-1. 輸出管理手続の流れ

輸出者等遵守基準 ~事業者が守るべき事項~

輸出者等遵守基準を念頭に具体的なフローを理解



2-2. 該非判定とは

該非判定とは

- 輸出しようとする貨物、提供しようとする技術(プログラム含む) がリスト規制貨物等に該当するか否かを判定すること。

判定方法

該非判定は
ダブルチェック体制で行う

- ① 「輸出令」(貨物)又は「外為令」(技術)の品目に輸出・提供しようとする貨物・技術が**該当するかを確認**
- ② 「貨物等省令」で規制されているスペックと輸出・提供しようとする貨物・技術の仕様とが**合致するかを確認**

※他社から購入した貨物・技術を輸出する場合には、メーカー等から該非判定書
を入手し、確認することが必要

2-2. 該非判定マトリクス表の活用

貨物のマトリクス表

輸出令第2項		貨物等省令第1条	
項番	項目	項番	項目
			輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

①輸出令で
品目名を確認

輸出令
第2項
(12)

核兵器の開発又は
製造に用いられる
工作機械その他の
装置であつて、次
に掲げるもの

1 数値制御を行う
ことができる工作
機械

2 測定装置として
用
することができる
ものを含む。）

貨物等省
令第1条
第十四号

工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、輪郭制御を
することができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまで
のいずれかに該当するもの（ホに該当するものを除く。）

イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの（（三）に該当
するものを除く。）

（一）国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO230/2（1988）で定
める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満の
もの

（二）直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの

（三）棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1
及び2に該当するもの

1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの

2 チャックを取り付けることができないもの

ロ フライス削りを行うことができる工作機械であつて、次の（一）から（三）までのいずれかに該当す
るもの（（四）に該当するものを除く。）

（一）国際規格ISO230/2（1988）で定める測定方法により直線軸の全長について測定した
ときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの

（二）輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの

②貨物等省令で
仕様（スペック）
を確認

①②に合致する場合は、
リスト規制に該当と判定

運用通達の解釈において、それぞれの
品目の解釈も確認。

2-3. 該非判定の前に（貨物の検索）

「貨物のマトリクス表」で、貨物の検索を行います。輸出貨物について、名称だけでなく、機能なども含め幅広く検索してください。

<貨物のマトリクス表> URL: http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

貨物「工作機械」の場合

①「検索」を利用

②検索する貨物名を入力してください。

③「オプション」を押下

④「ブック」を選択すると1～15項の全シートを一括検索可能。

⑤「列」を選択してください。
※行の場合、検索が一部できない場合がありますので、御注意ください。

⑥「すべて検索」を押してください。

「工作機械」の場合、2項、4項、5項及び6項がヒット。
ただし、4項及び5項は工作機械そのものではないので、対象外。
このため、2項及び6項で該非判定を行う必要があります。

シート	名前	セル
2 項	原子力	
2 項	原子力	\$F\$434
2 項	原子力	\$F\$437
2 項	原子力	\$F\$451
2 項	原子力	\$F\$471
2 項	原子力	\$F\$482
2 項	原子力	\$F\$491
2 項	原子力	\$F\$496
2 項	原子力	\$F\$498
2 項	原子力	\$F\$516
4 項	ミサイル	\$D\$752
4 項	ミサイル	\$D\$770
5 項	先端素材	\$G\$417
6 項	材料加工	\$B\$42
6 項	材料加工	\$B\$282
6 項	材料加工	\$B\$394
6 項	材料加工	\$D\$42
6 項	材料加工	\$D\$49
6 項	材料加工	\$D\$70

2-4. 該非判定書について

該非判定書

- 国内販売先に自社製品などの該非判定を求められた場合は、判定の責任範囲を明確にした判定書を発行。
- 社外から調達した製品や部品等を輸出する場合で、自社で該非判定が困難な時には、メーカー等から該非判定書を入手。

判定対象貨物等の名称、型式等は合っているか？

プログラム（技術）など必要とされる判定は網羅しているか？

該当項番、判定結果、判定根拠は明確かつ妥当か？

該非判定書（例）

あて先：△△商事 殿

商品名：○○クリーナー A-30

該非判定結果：輸出貿易管理令別表第1の3項(1)
貨物等省令2条1項1号へ に該当

判定理由：本商品はフッ化水素を80%含有しているため。

判定日：令和4年3月18日

判定者：××化学 ○○太郎（印）

●注意
判定書の発行は任意。
様式は自由。

判定日以降に法令改正がされてないか？

注意

- 外為法の責任は、基本的には**輸出者が負う**。
- 入手した判定書を鵜呑みにしないで、**自社でも再確認**をする。
- 法令改正時などには、**該非判定結果の見直し**を行う。

2-5. 取引審査とは

取引審査とは

- どのような相手か（需要者等の確認）、どのような用途に使うのか（具体的な用途の確認）等のチェックを行い、当該取引を進めて良いか否かを判断すること

取引審査にあたっての留意点

- 組織内での確認のための**書式（帳票類）を定める**。
- 決裁者・担当者の**責任範囲を明確**にする。
- 取引を進めて良いか否かを判断する**責任者**（取引の最終判断権者）を定め、**最終判断権者まで決裁を得る**。
- 国内取引であっても、輸出等をされることが明らかな場合には、**直接輸出と同様の審査を行う**。

2-6. 取引審査のポイント

①貨物・技術が需要者に到達することの確実性

契約は**需要者までつながっているか**



輸送経路において、**不自然な輸送経路を要求**されていないか



取引経路に**懸念国はないか**

②需要者が貨物・技術を使用することの確実性

輸出する貨物や提供する技術と需要者の事業内容や技術レベルから見て **整合性があるのか**

貨物の用途と需要者の事業内容が**一致しているか**

出荷数量において、需要者の事業規模に比べて**過剰に多量の要求**となっていないか 等



2-6. 取引審査のポイント

③貨物・技術が懸念用途に使用されないことの確実性

需要者は**軍事産業と関連がないか**



需要者は**軍事企業と資本関係（親会社子会社）がないか**

需要者は**軍からの資金提供がないか**

④貨物・技術が適正に管理されることの確実性

貨物はどこに設置するのか、**設置場所や使用場所は確定しているか**

部外者の侵入を制限するなど**貨物・技術の管理方法は適切か** 等



2-7. 許可を要しない特例

許可を要しない特例

リスト規制に該当している場合は、輸出等の許可が必要となるが、**特例として輸出等の許可が不要になる**場合がある。

◆ 貨物の特例

輸出貿易管理令第4条第1項

＊別表第1の1項の貨物(武器)は適用されない

◆ 技術の特例

貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項

2-8. 貨物の特例

輸出令第4条第1項

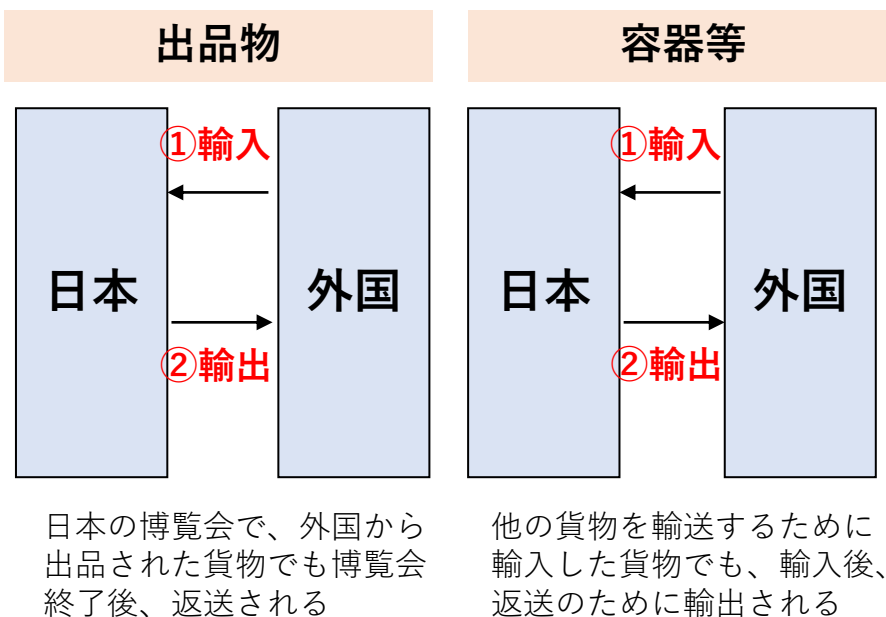
(注) 別表第1の1の項の貨物（武器）の輸出には適用されない。

- 外国貿易船等が自己の用に供する船用品等
- 無償で輸出される航空機用の機上装備用修理部品等
- 条約その他国際約束により輸出制限が免除される国際機関の輸出
- 本邦の大使館等に送付する公用の貨物
- 無償貨物 ① 無償での輸出を前提に無償で輸入した貨物
② 無償での輸入を前提に無償で輸出する貨物
※告示で指定
- 少額の貨物

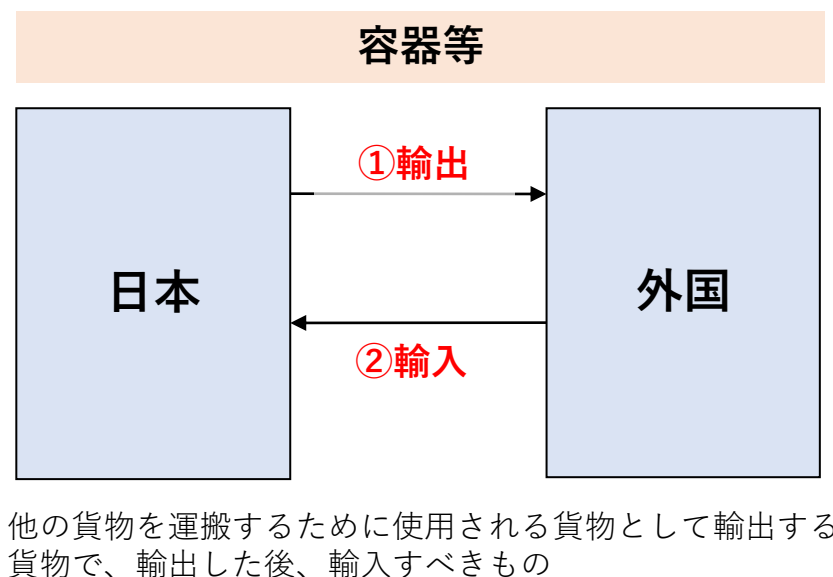
2-9. 無償貨物の取扱い

以下の取引等については、リスト規制（輸出令別表第1の1項貨物（武器）を除く）に係る輸出許可が不要。

無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物



無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物



無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物として9件の事例、無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物として7件の事例が「無償告示※」に規定。

※無償告示：輸出令第4条第1項第2号のホ及びヘの規定に基づき経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件

2-10. 少額特例

リスト規制貨物が下表の②、③又は⑤に該当する場合には、規定された金額の範囲内で輸出許可が不要。

- ※ 適用額は契約の総額で、船積み回数にかかわらず、契約書記載のリスト規制貨物の該当項番の括弧ごとの総額に基づいて判断される。
- ※ 輸出令別表第3の地域以外の場合は、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合は、適用されない。
- ※ 仕向地が、北朝鮮、イラン、イラクの場合は、適用されない。

貨物区分（輸出令別表の項目）	少額特例・適用額
①第1の1項～4項貨物	適用されない
②第1の5項～13項貨物のうち下記③以外	100万円以下
③「第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物（別表第3の3告示）」	5万円以下
④第1の14項貨物	適用されない
⑤第1の15項貨物	5万円以下
⑥第1の16項貨物	適用されない

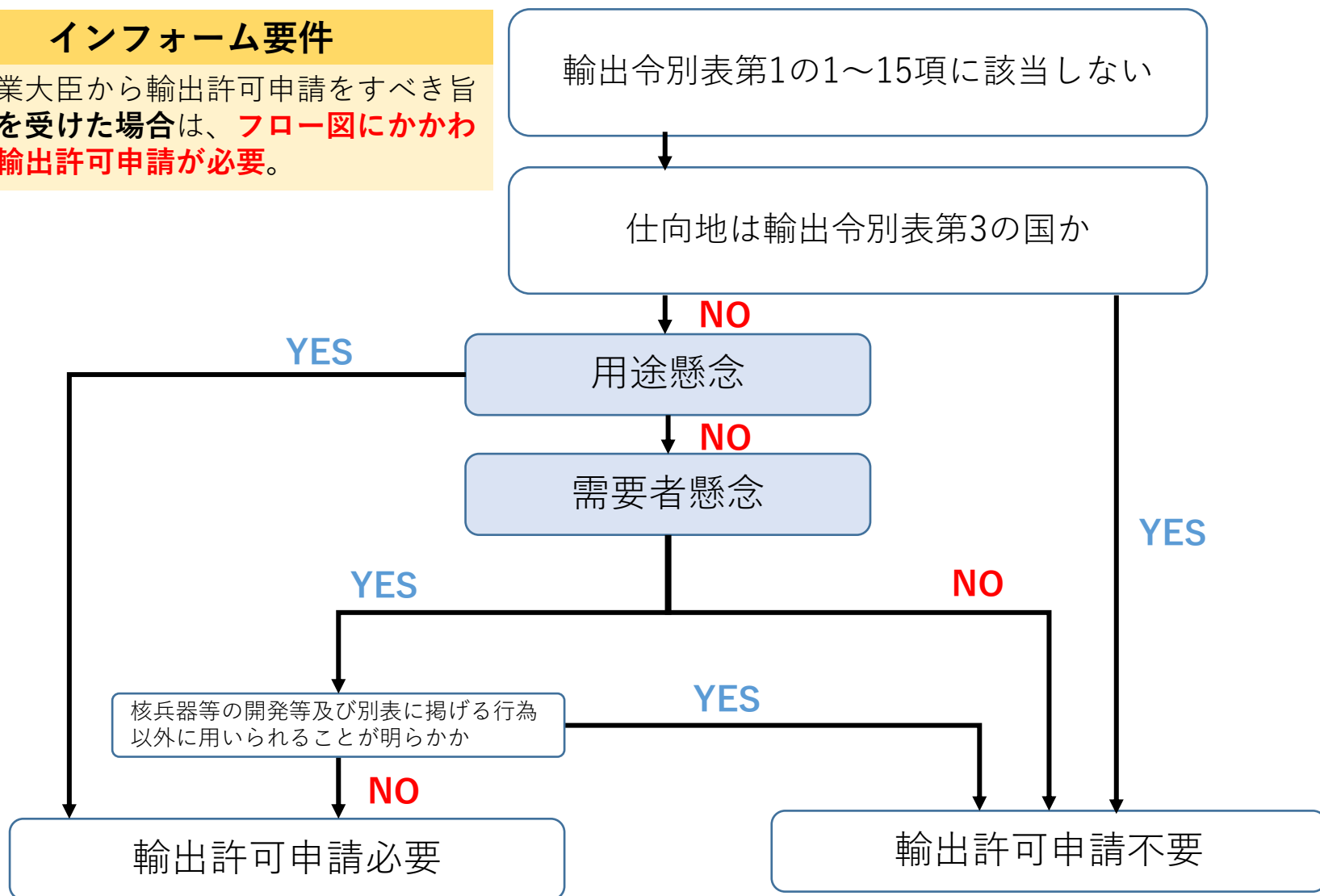
2-11. 主な技術の特例

種類	内容
公知の技術 (第2項第九号)	新聞、書籍等 既に 不特定多数の者に対して公開 されている技術を提供する取引 等
基礎科学分野の研究活動 (第2項第十号)	基礎科学分野の 研究活動 において技術を提供する取引
工業所有権の出願又は登録 (第2項第十一号)	工業所有権の出願又は登録 のために、必要な最小限の技術を提供する取引
貨物の輸出に付随して 提供される使用に係る技術 (第2項第十二号)	貨物の輸出に付随 する技術で、当該貨物の操作、修理等のために必要最小限のものを需要者等に対して提供する取引
プログラムの提供に付随して 提供される使用に係る技術 (第2項第十三号)	プログラムの提供に付随 する技術で、当該プログラムのインストール、修理等のために必要最小限のものを提供する取引
市販のプログラム (第2項第十四号)	設計、製造又は使用に係る 市販のプログラム に関する取引

2-12. キャッチオール規制手続フロー図

インフォーム要件

経済産業大臣から輸出許可申請をすべき旨の通知を受けた場合は、**フロー図にかかわらず、輸出許可申請が必要。**



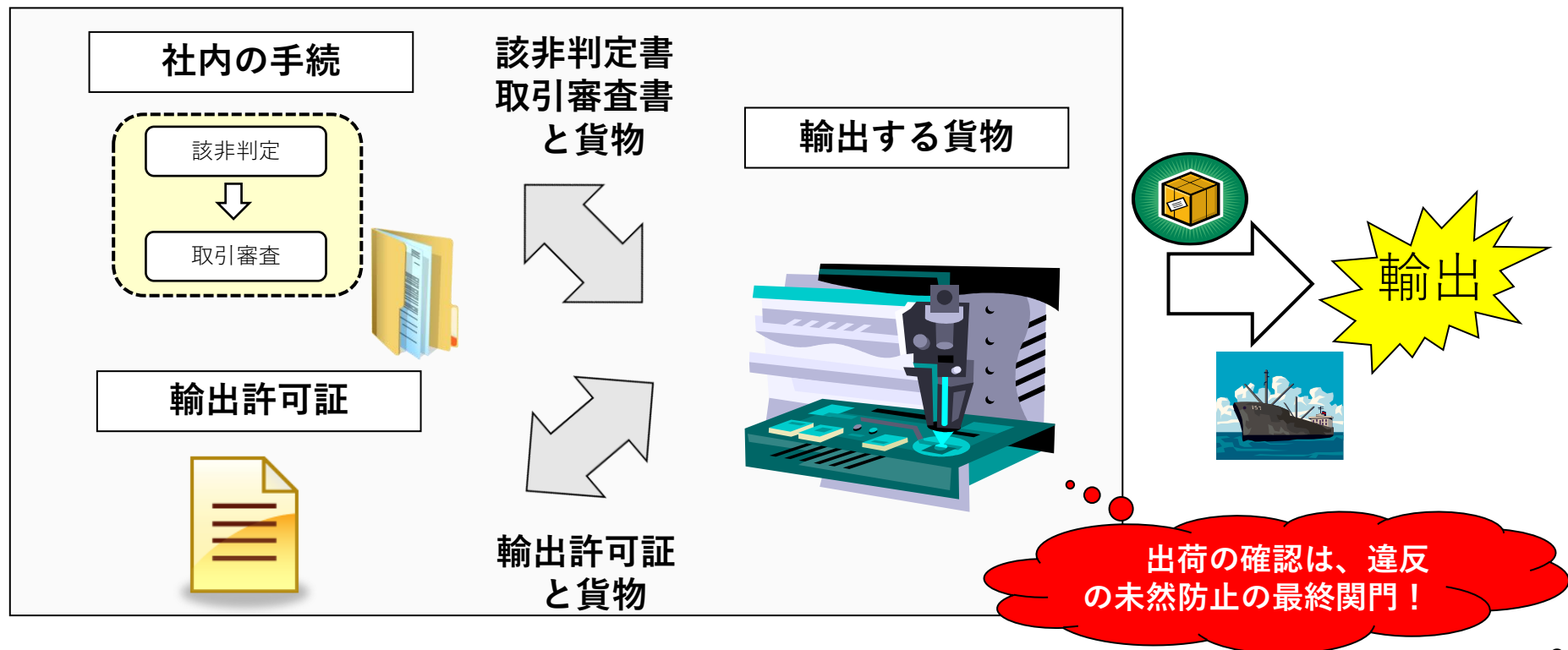
参照

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf>

2-13. 出荷管理とは

出荷管理とは

- 貨物の出荷・技術の提供前に、「**貨物・技術の同一性の確認**」、「**輸出許可証等の有無の確認**」等、これらの手続が済んでいるかどうかを確認すること。



3 法令遵守のための内部規程の整備

3-1. 輸出管理内部規程（C P）

輸出管理内部規程（C P）

* 参考資料.17

- 輸出や技術提供について一連の手続を規定するとともに、**外為法等の関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐ**ための内部規程。
- 輸出者等が自ら定める組織の内部規程であり、自主管理を行うための**“任意”**のもの。
- 経済産業省への届出制度（任意）がある。規程内容が適切な場合、輸出管理内部規程受理票（C P 受理票）を発行。

届出のメリット

- 包括許可の取得が可能。※一般包括許可」は除く
- 担当者のメールアドレスに安全保障貿易管理H Pの更新情報（制度改正情報など）が逐次メール配信される。
- 自主管理体制を整備した企業や大学・研究機関としてのPRが可能。

3-2. 輸出管理内部規程（C P）による効果

C P の基本的事項(外為法等遵守事項)

体制

- ①輸出管理体制、
（業務分担、責任範囲の明確化）

手続

- ②取引審査（該非判定を含む）
- ③出荷管理

維持管理

- ④監査
- ⑤教育（研修）
- ⑥資料管理
- ⑦子会社等の指導
- ⑧報告及び再発防止

貨物等の審査
（該非判定）

需要者・用途
の審査

出荷管理

- ・ 法令解釈の誤り
- ・ 参照すべき規制リストの誤り

- ・ 顧客・用途の審査に関する不適切な判断

- ・ 出荷管理の誤り
- ・ 許可条件等の未遵守

想定される **リスクを回避する**

3-3. 輸出管理内部規程（C P）と輸出者等遵守基準の関係

III. 輸出管理内部規程（C P） （外為法等遵守事項）

* 参考資料P.57

II. リスト規制品輸出・技術提供 の遵守基準 （輸出者等遵守基準）

I. 輸出者等の遵守基準 （輸出者等遵守基準）

III. 輸出管理内部規程

○ “輸出管理内部規程（C P）の届出について”通達にある「外為法等遵守事項」の『基本方針』と『個別事項（8項目）』のすべてを含み、最新の法令・制度に基づく内部規程であれば、原則、輸出者等遵守基準のⅠ及びⅡは満たすものとなる。

○ Ⅱ との違い

監査、研修、子会社への指導等、文書保存が努力義務ではなく必ず実施する規定となる。

II. リスト規制貨物・技術の輸出等を行う者が対象

I. 業として貨物・技術の輸出等を行う者がすべて対象

4 包括許可制度と立入検査

4-1. 包括許可制度

包括許可制度

- 外為法等で許可が必要なリスト規制品を輸出等する場合、本来は個々の契約や輸出等に関して**個別に当局の安全保障面からの審査を経て許可**。
- 輸出者自身がこうした審査機能を自主管理の下で担える場合には、個別許可の申請を行うことなく、**一定の範囲について包括的に許可を受けることで、輸出等を行うことが可能**となる制度。

4-2. 包括許可制度

「特別一般包括許可」の場合の要件

許可の要件

- ① 輸出管理内部規程の整備
- ② 「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）」による確認
- ③ 輸出管理内部規程に基づいた内部審査の実績
- ④ 法令遵守の実施状況調査（立入検査又は書面検査）
- ⑤ 電子申請（平成31年4月1日申請分から適用）

* 参考資料P.23

有効期間

3年以内。更新可。

※輸出管理の実施状況に対する「法令遵守実施状況調査」が適宜実施される。

範囲

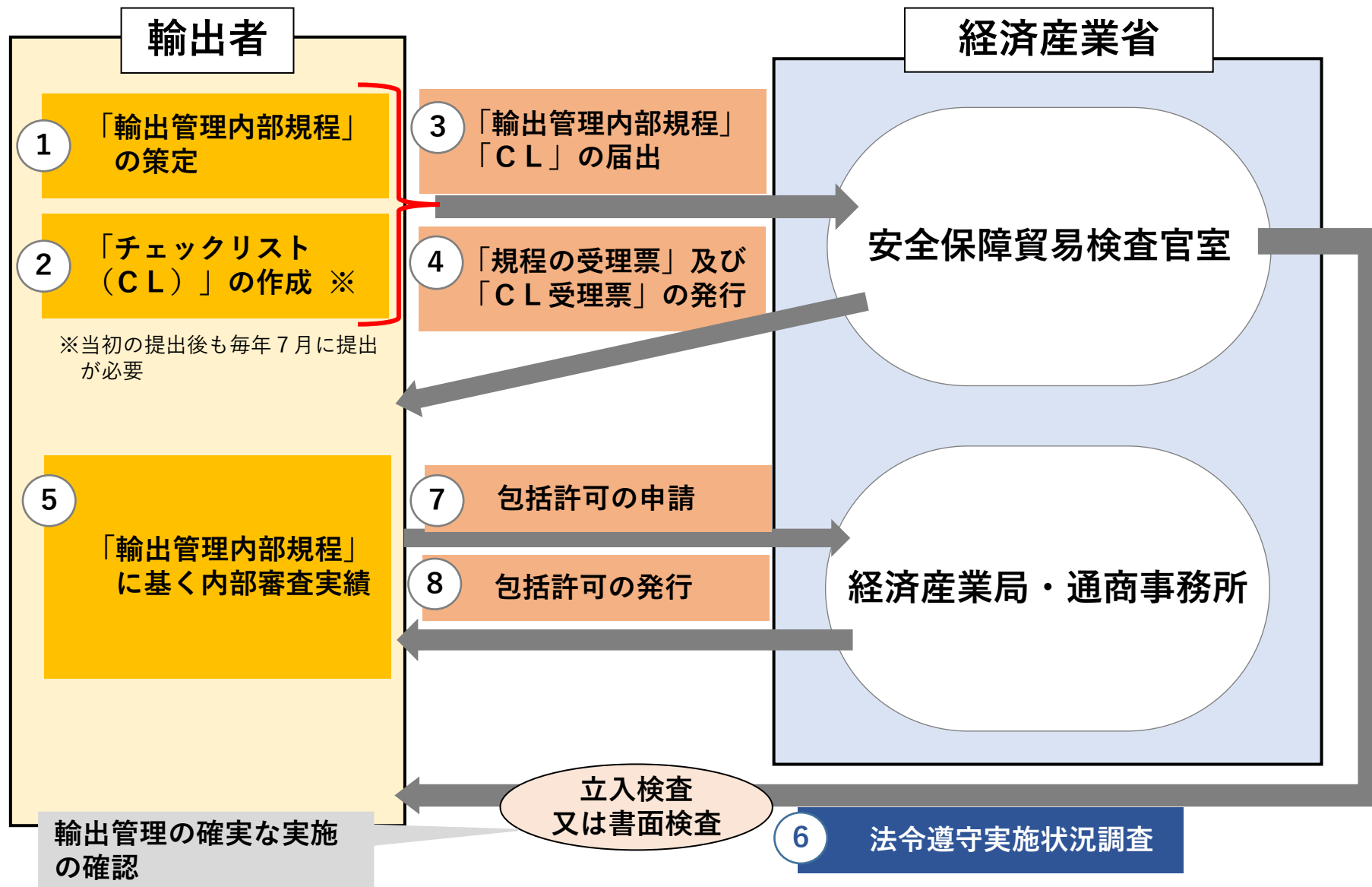
貨物・技術と仕向地で決まる（包括許可マトリックス参照）。

* 参考資料P.15

4-3. 包括許可制度の種類

種類	対象	内容	要件・申請要件
一般包括 (一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引／役務取引許可)	輸出令別表第3の地域向け限定(グループA)	グループA向けの輸出を包括的に許可する制度。	A：輸出管理内部規程不要 B：統括責任者、該非確認責任者の登録 C：電子申請
特一包括 (特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引／役務取引許可)	輸出令別表第3の地域以外の地域も含む	一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。	A：輸出管理内部規程の整備 B：実施調査の事前実施 C：電子申請 etc.
特定包括輸出／役務取引許可 (複数回の許可取得実績)	継続取引のある相手方	機微度が中程度の品目で、輸出を包括的に許可する制度。 ※なお、インフラプラントプロジェクトは、継続的な取引関係がなくても申請が可能。	
特別返品等包括輸出・役務取引許可	—	輸入した装備品やその部分品(1項該当の武器)の不具合品、異品等を返却するための貨物の輸出及び技術の提供を包括的に許可する制度。	A：輸出管理内部規程の整備 B：実施状況調査の事前実施
特定子会社包括輸出・役務取引許可 (申請者との資本関係)	我が国企業の子会社向け(50%超資本)	特定の子会社への輸出等	

4-4. 特別一般包括許可の取得の流れ（新規、更新）



4-5. 包括許可証の運用・管理

1

個別許可を取得して輸出や提供を行うか、包括許可を用いて行うかは、組織内の適切な審査を経た上で判断

 組織内での取引審査を行わず包括許可を使わないこと！
貨物・技術の内容や仕向国によっては使えない場合がある。

2

包括許可条件の遵守（「一般包括」は①、②のみ）

- ①輸出関連書類の原則 7 年間の保存
- ②軍事用途・大量破壊兵器等の用途に関する失効・届出・報告
- ③輸出管理内部規程（C P）の外為法等遵守事項を確実に実施
- ④毎年 7 月に C L を提出
- ⑤C P を変更した際には、1 ヶ月以内に報告
- ⑥軍や軍関係機関向け需要者に関する届出 など

3

包括許可証は輸出者自身で適切に管理

4-6. 立入検査について

立入検査とは？

- 平成17年6月からの包括許可制度の実施（輸出管理内部規程の整備とその確実な実施）を受けて、**適切な輸出管理の実行を確保**するため、外為法第68条の規定に基づき「法令遵守立入検査」を実施。
- 法令遵守立入検査は、違反の有無に関わらず包括許可保有者などに対して実施。
- 「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の項目に従って、**内部規程の整備状況及び実際の取り組み状況を検査**。

※法令遵守立入検査の実施後は、必要に応じて**改善指導が行われるので、指導を受けた場合には、それに**従った対応が必要****となる。

* 1：その他、外為法第68条の規定に基づく立入検査として、包括許可保有者以外の輸出者等に対する立入検査も実施することがある。

* 2：新型コロナウイルス感染症対策のため、書面の検査（外為法第55条の8に基づく報告を求め、web会議システムによるヒアリング等を併せて実施）も可能とした。

4-7. 立入検査における主な指摘事項の例

事例

貨物に組み込まれたソフトや、貨物の輸出に付随して提供される技術、仲介貿易について、**該非判定・取引審査を行わずに提供**していた。

少額特例の可否判断が適切に行われておらず、適用可能な事案を包括許可を使用して輸出していた。

一部、監査が行われていない部署や、監査が行われていない期間があるとともに、責任者への報告がなされていなかった。

指摘事項

役務提供や仲介貿易取引についても、輸出貨物と同様に**該非判定・取引審査を適切に実施**する。

また、その**証跡を保管**するとともに、教育や監査を通じて**組織全体として意識を高める**こと。

少額特例を適用しなければならない案件は、包括許可証が使用できないので、特例や包括許可の適用可否判断を多段階で正確に行うこと。

輸出に関連する全ての部門に対し、対象期間にも漏れがないよう**定期的に監査を行う**こと。

また、監査の結果は**最高責任者へ報告**すること。

4-7. 立入検査における主な指摘事項の例

取引審査関連

事例

取引審査の最終判断について内部規程とは異なる者が取引の最終判断を行っていた。

指摘事項

取引審査の最終判断については、内部規程で定めた最終判断権者が行うこと。その権限の一部を委任する場合には、**内部規程に委任範囲を明確**にし、実施すること。

該非判定関連

事例

該非判定が**最新の項目別対比表で行われていない**。

指摘事項

該非判定は、**最新の外為法に基づき判定**しその証跡を残すこと。

法令改正時には**判定内容を確認**すること。

4-7. 立入検査における主な指摘事項の例

出荷管理

事例

一部のリスト規制対象貨物の通関に際し、貨物が少額特例適用貨物である旨、**通関業者に対し連絡を行っていなかった**ため、通関業者は少額特例を適用することなく、税関に対し申告し、許可を得ていた。

その他

事例

規程で、「輸出管理統括責任者は、業務を代行する者を任命することができる。」とし、管理部門の部長(物流部部長)に**全業務を委任していた**。

指摘事項

通関業者に対し、リスト規制対象貨物の通関依頼を行う際は、**適切に指示をすること**。

税関の輸出許可後においても、通関業者から即時に輸出許可書入手し、**輸出申告内容の事後確認を厳重に行うこと**。

指摘事項

輸出管理統括責任者、輸出管理責任者、輸出管理者の**役割を再認識**の上、規程に則した管理を徹底すること。

最終判断権者から他の者へ委任する場合には、権限の一部を委任することとし**その範囲を明確にすること**。

4-8. 監査について

監査の対象部門

監査の対象は輸出管理に関連する全ての部門

- ・ 営業部門、技術部門、製造部門、出荷部門、輸出管理部門など

実施部門

監査部門は、事業の規模等によって異なる

- (例)
- ・ 監査部門
 - ・ 輸出管理部門
 - ・ 最高責任者

監査の頻度

監査の頻度は、年1回以上

監査対象期間、対象部門に漏れが生じないことが重要

監査項目

輸出管理体制、該非判定、取引審査、出荷管理、教育、文書管理

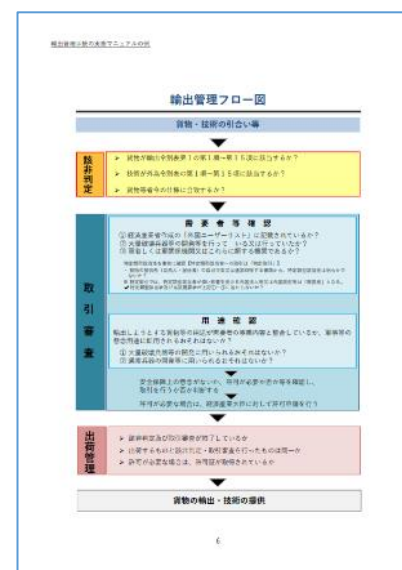
監査報告・是正措置

5 活用可能な有効ツール等

5-1. 安全保障貿易管理ガイドンス等

安全保障貿易管理ガイドンス[入門編]等

- ・ 輸出管理の概要や手順などをわかりやすく説明
- ・ 実務マニュアルや該非判定の事例、用語集、帳票も掲載
- ・ 中小企業等の輸出管理を強化・推進し関係法令の遵守及び違反の未然防止のための有効なツール



5-2. 帳票等の活用

該非判定、取引審査、出荷管理の実施において、帳票類(書式)を定め活用することは、輸出管理を確実に実施し、違法輸出を未然に防ぐことができる

帳票 (例)	該非判定	① 該非判定書
	取引審査	② 用途チェックリスト ③ 需要者チェックリスト ④ 明らかガイドラインシート ⑤ 取引審査票
	出荷管理	⑥ 出荷チェックリスト
	その他	⑦ 担当部門及び責任者一覧 ⑧ 監査チェックリスト [概略版]

5-3. 帳票等の活用

別添 4

① 該非判定書

該非判定 責任者	該非判定 上長	判定者
年 月 日	年 月 日	年 月 日

承認年月日	
貨物又は技術の名称 (型名等)	
貨物又は技術 の仕様等	
該非判定部門名 (判定責任者名)	
該非結果	<貨物>輸出令別1: 項 号 ☐該当 ☐非該当 ☐対象外 ☐不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号) <技術>外為令別表: 項 号 ☐該当 ☐非該当 ☐対象外 ☐不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号)
判定理由	
判定根拠資料	

⑤ 取引審査票

最終判断権者	上長	担当者
年 月 日	年 月 日	年 月 日

1. 輸出・技術提供案件の概要

件名			
仕向地 (国名)			
貨物・技術名	(金額):		
該非判定 (1~15項)	<貨物> 輸出令別1: 項 号 ☐該当 ☐非該当 ☐対象外 ☐不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号) <技術> 外為令別表: 項 号 ☐該当 ☐非該当 ☐対象外 ☐不明・疑義 (貨物等省令: 条 項 号)		
契約先	名称 (英字)	(新規・継続)	
	所在地		
需要者	名称 (英字)	(新規・継続・軍関連)	
	所在地		
用途	内容 () ☐大量破壊兵器関連 ☐軍事関連 ☐その他 資料: ☐有 () ☐無		
用途・需要者 チェック	①用途要件に「はい」が一つでもあるか ☐はい・☐いいえ ②需要者要件に「はい」が一つでもあるか ☐はい・☐いいえ ③外国ユーザーリストに掲載されているか ☐はい・☐いいえ 上記②又は③が「はい」の場合、 ④明らかでない「いいえ」が一つでもあるか ☐はい・☐いいえ ⑤上記①～④の確認に不明点又は疑義があるか ☐はい・☐いいえ		
経済産業大臣からの 通知	経済産業大臣から個別許可を申請すべき旨通知を受けたか ☐はい・☐いいえ		
取引経路 (国名・企業名)	—> —>		
契約予定年月	年 月	輸出等予定年月	年 月

2. 総合取引判定結果 (判定年月日: 年 月 日)

取引審査判定	☐ 承認する ☐ 対象外 ☐ 非該当 ☐ 許可例外 ☐ 条件付き承認 ☐ 包括許可 ☐ 個別許可 ☐ 経済産業省へ届出/報告/相談 ☐ 承認しない		
取引承認条件			
上記判定理由			

5-3. 帳票等の活用

②用途チェックリスト

上長	担当者
年 月 日	年 月 日

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者から連絡を受けたかについても確認すること。（どちらかに○をつけること）

核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵		はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵		はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵		はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵		はい・いいえ
300km 以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵		はい・いいえ
300km 以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵		はい・いいえ
別 表 行 為	① 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	② 核融合に関する研究	はい・いいえ
	③ 原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④ 重水の製造	はい・いいえ
	⑤ 核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥ 核燃料物質の再処理 1	はい・いいえ
	⑦ 以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発若しくは製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器の開発、製造若しくは使用		はい・いいえ

取引審査票に用途チェックリストを添付すること。

③需要者チェックリスト

上長	担当者
年 月 日	年 月 日

（1）外国ユーザーリストのチェック

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

「はい」の場合は、④明らかなガイドラインシートのチェックを行う。

（2）需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。（どちらかに○をつけること）

核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300 km 以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300 km 以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ

「はい」が一つでもあった場合は、④明らかなガイドラインシートのチェックを行う。

（3）軍関係機関のチェック

軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるか	はい・いいえ
---------------------------	--------

「はい」の場合は、④明らかなガイドラインシートのチェックを行う。

取引審査票に需要者チェックリストを添付すること。

5-3. 帳票等の活用

④明らかなガイドラインシート

上長	担当者
年 月 日	年 月 日

～核兵器等開発等省令第2号及び第3号又は核兵器等開発等告示第2号及び第3号に定める「明らかなと」を判断するためのガイドライン～

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等から見て問いが当てはまらない場合には、「－」に○をつける。

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。 ②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	①・②に○
貨物等の設置場所等の仕様・添付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。 ④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入り制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に該機密が要求されている。 ⑤当該貨物等の搬送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	③・④・⑤に○
貨物等の関連設備・装置等の条件・仕様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。 ⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。 ⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。 ⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。	⑥・⑦・⑧・⑨に○
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における仕様	⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。 ⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。 ⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	⑩・⑪・⑫に○
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。 ⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	⑬・⑭に○
添付等の封緘や秘密保持等の仕様	⑮添付、指図等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。 ⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	⑮・⑯に○
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰外国ユーザーリスト（最新のものの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が想定されている大量破壊兵器の提供（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の推測（「大量破壊兵器等及び過剰兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」通達1の（3）に掲げる大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物等を参考し、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しない。 ⑱外国ユーザーリスト（最新のものの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行うおとする者）が入手した文書、図面若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていない。	⑰・⑱に○

その他	⑳その他、取引の履行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	⑳に○
-----	--	-----

需要者チェックリストに添付すること。

⑥出荷チェックリスト

担当者は、下記の項目でチェックを行うこと。（どちらかに○をつけること）

作成日 年 月 日

出荷管理責任者 又は 提供責任者	担当者
年 月 日	年 月 日

Invoice No 又は 技術番号	
--------------------------	--

「①該非判定書」が、該非判定責任者によって承認されているか。	はい・いいえ
「⑤取引審査票」が、最終判断権者によって承認されているか。	はい・いいえ
出荷する貨物又は提供する技術が、該非判定や取引審査を行った貨物又は技術と同一であるか。	はい・いいえ
輸出等の許可が必要な場合は、許可証が取得済みであるか。	はい・いいえ
許可証を取得した場合には、許可を取得したものと出荷する貨物又は技術が同一であるか。	はい・いいえ

5-3. 帳票等の活用

⑦担当部門及び責任者一覧

代表取締役は、下記の部門及び責任者を下記の通りに定める。

年 月 日

輸出管理体制	部署名、肩書、氏名
最高責任者	代表取締役社長
該非判定部門	
該非判定の責任者	
営業部門等	
輸出管理部門	
取引審査の責任者 (最終判断権者)	
出荷部門	
出荷管理の責任者	

⑧監査チェックリスト [概略版]

下記の項目について証拠等を確認の上、チェックを行うこと。

作成日 年 月 日

監査実施日：

監査対象部門：

監査員：

最高責任者	
年 月 日	年 月 日

チェック項目		判定
輸出管理体制等	輸出管理規程および細則、帳票等は、最新法令に適合しているか。	
	現行の規程類は、運用と一致しているか。	
	該非判定の責任者、取引審査の最終判断権者等において変更はあったか。	
	変更があった場合には、その変更は法令等に適合しているか。	
該非判定	最新の法令等の情報を入手し、輸出等の業務に従事する者へ周知しているか。	
	該非判定の対象範囲が明確か、判定根拠の情報は適切か。	
	該非判定は最新の法令と照合しているか。	
	該非判定は多段階で判定し、該非判定の責任者が決裁しているか。	
取引審査	該非判定書が起案され、適正に判定されているか。	
	用途チェックリストは、判断根拠を基に適正に確認されているか。	
	需要者チェックリストは、判断根拠を基に適正に確認されているか。	
	明らかガイドラインシートは、判断根拠を基に適正に確認されているか。	
出荷管理	取引審査票の記載内容は、事実即し、正確に記入されているか。	
	取引審査は多段階で確認し、最終判断権者が決裁しているか。	
	許可が必要な場合は、許可証を取得しているか。	
	出荷チェックリストは、事実即し、正確に記入されているか。	
文書管理	出荷チェックリストのチェックは、貨物の出荷等の前になされているか。	
	輸出関係書類は、取引審査票の承認日以降の日付となっているか。	
	通関時に事故が発生した場合には、適切な措置を講じているか。	
	輸出関係書類は決められた場所に適切に保管されているか。(7年間保管)	
教育	教育は役員及び従業員に対し定期的に行われているか。	
	子会社	子会社・関連会社への指導は適切に行われているか。
	輸出等の業務に関わる子会社に対し指導等は手続に従い適切に行われているか。	
	報告	外為法等違反又は違反したおそれのある事実が発生した場合、速やかに最高責任者及び経済産業省に報告し、再発防止策等の必要な措置を講じているか。
特定取引	特定類型の該当性の確認は、手続に従い適切に行われているか。	
	監査是正	前回の監査における是正処置は完了しているか。

監査実施後、監査報告書は最高責任者へ報告すること。

5-4. 中小企業等アウトリーチ事業

中小企業等アウトリーチ事業

中小企業等における輸出管理の普及啓発や体制構築を図ることを目的に、「説明会・個別相談会の開催」や「専門アドバイザーによる輸出管理体制構築支援」を実施

① 説明会・個別相談会（無料）

本説明会に加え、自社の輸出管理についての課題・相談に対応

② 輸出管理体制構築支援（無料）

輸出管理体制の構築・改善を希望する事業者の実務経験豊富なアドバイザーが支援



5-4. 中小企業等アウトリーチ事業

お申込先、お問合せ先は以下の通り

専門家支援のお申込先、事業のお問合せ

●中小企業等アウトリーチ事業事務局

(事業委託先：株式会社船井総合研究所)

Tel : 0120-219-560

(平日 9:45～17:30)

Email : info@outreach.go.jp

(説明会・相談会) <https://r4.outreach.go.jp/>

(体制構築支援) <https://r4.outreach.go.jp/support.html>

中小企業等アウトリーチ事業全般のお問合せ

●経済産業省 安全保障貿易検査官室

Tel : 03-3501-2841

Email : bzl-outreach-info@meti.go.jp

bzlは、ビーゼットエルの半角小文字

個別相談・専門家支援のお申込先

●日本商工会議所

Tel : 03-3283-7604

Email : kokusai@jcci.or.jp

URL : <https://www.jcci.or.jp/international/outreach/>

※東名阪以外の地域の方でご相談をご希望の方は
日本商工会議所連絡先までご連絡下さい。

●東京商工会議所 国際部

Tel : 03-3283-7604

Email : kokusai@tokyo-cci.or.jp

URL : <https://www.tokyo-cci.or.jp/>

●名古屋商工会議所 企画調整部

Tel : 052-223-6741

Email : kokusai_ncci@nagoya-cci.or.jp

URL : <https://www.nagoya-cci.or.jp/>

●大阪商工会議所 国際部

Tel : 06-6944-6400

Email : intl@osaka.cci.or.jp

URL : <https://www.osaka.cci.or.jp/>

5-5. 経済産業省 各種問合せ先

リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の法令解釈(該非判定、申請手続き等)の質問

●経済産業省 安全保障貿易審査課

TEL : 03-3501-2801

Email : bzl-qqfcbf@meti.go.jp

(リスト規制に関する相談)

bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp (キャッチオール規制に関する相談)

輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程（C P）に関する質問、不正輸出の連絡

●経済産業省 安全保障貿易検査官室

TEL : 03-3501-2800

Email : bzl-qqfcbh@meti.go.jp

安全保障貿易管理制度概要、法令解釈の質問

●経済産業省 安全保障貿易管理課

TEL : 03-3501-2841

Email : bzl-qqfcbh@meti.go.jp

みなし輸出の運用明確化

●経済産業省 安全保障貿易管理課

Email : bzl-minashi-QA@meti.go.jp

防衛装備移転三原則、外国ユーザーリストに関する質問安全保障貿易管理政策全般やHPへの意見

●経済産業省 安全保障貿易管理政策課

TEL : 03-3501-2863

bzlは、ビーゼットエルの半角小文字

安全保障に係る輸出管理以外の問い合わせ

●経済産業省 貿易管理課

TEL : 03-3501-0538

5-6. 安全保障貿易管理HPの活用

輸出管理制度の概要、輸出許可申請の手順、体制構築支援事業の案内等を掲載

(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)

TOPICS

最新の制度改革

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について
(2021.1.22)

最新の制度改革
情報を掲載

改正情報を掲載いたしました。
(2020.12.10)

- ▶ 外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等の結果公示について
(2020.11.27)
- ▶ 外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案の閣議決定について
(2020.11.24)
- ▶ 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」の一部改正について
(2020.11.17)

意見募集中の案件

マトリクス表
を掲載

説明会開催状況

- ▶ 【大学・研究機関向け】説明会
- ▶ アジア地域向けセミナー

安全保障貿易管理の概要

・制度の概要を知りたい方はこちら

企業等の自主管理の促進

・輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程について
知りたい方はこちら

大学・研究機関の
自主管理の促進

・大学・研究機関向けの情報はこちら

申請手続き

・許可申請を行おうとする方はこちら

関係法令

・関係法令の条文や規制対象の品目を調べたい方はこちら

中小企業等への支援

・輸出管理体制構築支援等の情報はこちら

電子申請

・電子申請についてはこちら

キーワードで調べる

外為法改正 | 貨物・技術のマトリクス表 | 輸出管理内部規程 | 輸出者等遵守基準 | 外国為替令 | 参考情報：政省令-EU規制番号対比表 | 個人輸出 | 大学・研究機関 | 中小企業 | 大韓民国向け輸出管理の運用の見直し | ガイダンス (企業等用)

新着情報

令和3年5月20日

説明会

【令和3年度】オンライン説明会の受付を開始しました。

安全保障貿易管理の概要

申請手続き

企業等の自主管理の促進

事後審査(外為法違反について)

説明会

関係法令

Q&A

リンク集

ENGLISH PAGE

体制構築支援事業
の案内を掲載

申請窓口

経済産業省 安全保障貿易管理課
(本館14F東8)

電話番号：03-3501-2801

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

窓口の受付時間

新型コロナウイルス感染症対策のため、
説明会はオンラインで申請していただく
ため、また、説明会を開催していただく
ため、対面での説明会は原則受付
していません。

許可

感染症予防のため、窓口での許可証
の交付は原則行っておりません。

ガイダンス
を掲載

6 講座のまとめ

6-1. まとめ

講座のまとめ

- 1 安全保障貿易管理の知識を深め、重要性を認識する
- 2 現状の輸出管理体制が適切かを振り返り、見直す機会とする
- 3 ガイダンス等のツールを積極的に活用し、輸出管理のより効果的な運用を目指す



適正な輸出管理を実施するためには、法令を正しく理解するとともに、輸出管理体制の構築が重要